

大和市災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定書

大和市（以下「甲」という。）と公益財団法人大和市国際化協会（以下「乙」という。）は、大和市災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）において、外国人支援を円滑に行うため、大和市災害多言語支援センター（以下「センター」という。）の設置・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大和市地域防災計画に基づき、災害時において外国人支援を行うためのセンターの設置・運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の役割）

第2条 甲乙は、別表のとおり相互に連携・協力し、センターの設置・運営に必要な業務を実施するものとする。

（センターの役割）

第3条 センターの役割は、以下のとおりとする。

- （1）外国人被災者の状況把握
- （2）外国人被災者への多言語及びやさしい日本語による情報提供
- （3）外国人等からの相談・問い合わせ等への対応
- （4）前各号に掲げるもののほか外国人支援を円滑に行うに当たり必要な事項

（センターの設置）

第4条 甲乙は、センターを乙の事務所内（大和市深見西8丁目6番12号 大和市役所第1分庁舎2階）に設置する。ただし、当該施設が災し、前条の役割を果たすことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、これに替わる場所を確保するものとする。

2 甲は、可能な限り乙の求めに応じて、乙に備品を提供するものとする。

（応援要請）

第5条 甲乙は、センターの運営を行うため、必要に応じて次に掲げる事項を明らかにして、外国人支援ボランティア及び県内外団体へ応援を要請する。

- （1）市内被災地域の外国人に係る情報
- （2）応援を必要とする具体的な内容
- （3）応援を希望する期間
- （4）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 甲乙は、センターの運営に係る応援を受け入れる際は、その受入れと活動が円滑に行われるよう努める。

(経費負担)

第6条 センターの運営によって生じた経費の負担は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降の期間も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 3月31日

大和市下鶴間一丁目1番1号

(甲) 大和市

大和市長 大木 哲

大和市深見西八丁目6番12号 大和市役所第1分庁舎2階

(乙) 公益財団法人大和市国際化協会

理事長 小木曾 明

大和市災害多言語支援センター運営に係る甲及び乙の役割

(1) 外国人被災者の状況把握

甲	乙
大和市災害対策本部から発する情報を提供する。	甲の提供情報のほか、避難所巡回等を行うことにより情報を集約・整理し、外国人被災者の状況把握に努める。また、求めに応じ、集約した情報を提供する。

(2) 外国人被災者への多言語及びやさしい日本語による情報提供

甲	乙
乙が多言語などへ翻訳した情報の発信に努める。	外国人に必要な情報を取捨選択し、多言語への翻訳又はやさしい日本語への書き換えを行い、インターネットや紙媒体等で提供する。

(3) 外国人等からの相談・問い合わせ等への対応

甲	乙
様々な相談・問合せに対し、必要な情報の提供を行う。	通訳・相談業務を運営するための人員配置を行う。